

駐車施設	1/3以内	-
構内舗装	1/3以内	1/3以内
搬送施設（高度化・強化を図るものであって、取扱物品の品質管理の高度化を図るもの）	4/10以内	1/3以内
（上記以外の高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内
衛生施設（高度化・強化を図るものであって、取扱物品の品質管理の高度化を図るもの）	4/10以内	1/3以内
（上記以外の高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設（高度化・強化を図るものであって、取扱物品の品質管理の高度化を図るもの）	4/10以内	1/3以内
（上記以外の高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内
情報処理施設	1/3以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	-
防災施設	1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設（取扱物品の品質管理の高度化を図るもの）	4/10以内	1/3以内
（上記以外のもの）	1/3以内	1/3以内
選果・選別施設（取扱物品の品質管理の高度化を図るもの）	4/10以内	1/3以内
（上記以外のもの）	1/3以内	1/3以内
総合食品センター機能付加施設	1/3以内	-
附帯施設	1/3以内	-
上記施設の施設内容に準ずる施設	1/3以内	-

(イ) 他の卸売市場との連携に係る取組

交付対象施設	交 付 率
共同集出荷施設	中央卸売市場整備計画において他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場の取扱数量の増加に資する共同集出荷施設の整備に要する経費 1/3以内

(ウ) 廃止に係る取組

交付対象経費	交 付 率
施設の撤去費から廃材等の売却益を減じた実質撤去費（施設撤去後の用地造成等に要する経費は交付の対象外）	1/3以内

ウ 卸売市場活性化等事業の取組

(ア) P F I 推進の取組

交付対象施設	交 付 率
--------	-------

	中央卸売市場			地方卸売市場		
	中央卸売市場整備計画に基づいて実施する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち以下に係るもの (1) 新たに設置する卸売市場の施設の整備に要する経費 (2) 既に設置している卸売市場の施設の増改築であって、大規模増改築に要する経費 以下の卸売市場に係るもの (1) 統合を目的として整備を実施する卸売市場 (2) 連携を目的として整備を実施する卸売市場 (3) 食肉を主たる取扱品目とする卸売市場	中央卸売市場整備計画に基づいて行う中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち既に設置している卸売市場の施設の増改築であって大規模増改築以外に要する経費に係るもの	左記以外の卸売市場に係るもの	都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方公共団体が開設する地方卸売市場の施設の整備に要する経費	他の地方卸売市場と統合を行う地方卸売市場	他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う地方卸売市場 産地・実需者と連携した集荷・販売活動を行う地方卸売市場
売場施設（大規模に温度管理機能を付与するものであって、取扱物品の品質管理の高度化を図るもの）	4/10以内	4/10以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
（大規模に温度管理機能を付与するもの）	4/10以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
（上記以外のもの）	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るものであって、取扱物品の品質管理の高度化を図るもの）	4/10以内	4/10以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
（上記以外の高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
駐車施設（大規模市場におけるもの）	4/10以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	—	—
（上記以外のもの）	1/3以内	1/3以内	—	1/3以内	—	—
構内舗装	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
搬送施設（高度化・強化を図るものであって、取扱物品の品質管理の高度化を図るもの）	4/10以内	4/10以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
（上記以外の高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
衛生施設（高度化・強化を図るものであって、取扱物品の品質管理の高度化を図るもの）	4/10以内	4/10以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
（上記以外の高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設（高度化・強化を図るものであって、取扱物品の品質管理の高度化を図るもの）	4/10以内	4/10以内	1/3以内	—	—	—

(上記以外の高度化・強化を図るもの)	1/3以内	1/3以内	1/3以内	—	—	—
情報処理施設(大規模市場におけるもの)	4/10以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
(上記以外のもの)	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	1/3以内	—	—	—	—
防災施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内	—	—	—
加工処理高度化施設(取扱物品の品質管理の高度化を図るもの)	4/10以内	4/10以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
(上記以外のもの)	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
選果・選別施設施設(取扱物品の品質管理の高度化を図るもの)	4/10以内	4/10以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
(上記以外のもの)	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
総合食品センター機能付施設	1/3以内	1/3以内	—	—	—	—
附帯施設	1/3以内	1/3以内	—	1/3以内	—	—
上記施設の施設内容に準ずる施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内	—	—	—

(イ) 卸売市場活性化推進の取組

交付対象施設	交 付 率		
	事業協同組合等が実施する卸売市場の施設の整備に要する経費		
	区分	中央卸売市場	地方卸売市場
売場施設	市場機能強化の取組	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設(高度化・強化を図るもの)		1/3以内	1/3以内
搬送施設(高度化・強化を図るもの)		1/3以内	1/3以内
食肉関連施設		1/3以内	—
情報処理施設		1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設		1/3以内	1/3以内
選果・選別施設		1/3以内	1/3以内
売場施設(大規模に温度管理機能を付与するものであって、取扱物品の品質管理の高度化を図るもの)	統合・大型化の取組	4/10以内	1/3以内
(上記以外のもの)		1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設(高度化・強化を図るものであって、取扱物品の品質管理の高度化を図るもの)		4/10以内	1/3以内
(上記以外の高度化・強化を図るもの)		1/3以内	1/3以内
搬送施設(高度化・強化を図るものであって、取扱物品の品質管理の高度化を図るもの)		4/10以内	1/3以内
(上記以外の高度化・強化を図るもの)		1/3以内	1/3以内
食肉関連施設(高度化・強化を図るものであって、取扱物品の品質管理の高度化を図るもの)		4/10以内	—
(上記以外の高度化・強化を図るもの)		1/3以内	—
情報処理施設		1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設(取扱物品の品質管理の高度化を図るもの)		4/10以内	1/3以内
(上記以外のもの)		1/3以内	1/3以内

選果・選別施設（取扱物品の品質管理の高度化を図るもの） （上記以外のもの）		4/10以内 1/3以内	1/3以内 1/3以内
注）大型化の取組以外は上屋の整備は交付の対象外			

エ 地方卸売市場施設整備の取組

交付対象施設	交付率			
	都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められ、かつ、地域拠点市場の目標取扱数量（青果物15千トン以上、水産物7千トン以上、花き2千万本相当以上）を現に有している地方卸売市場の施設の整備に要する経費			
	他の地方卸売市場と統合を行う地方卸売市場	他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う地方卸売市場	産地・実需者と連携した集荷・販売活動を行う地方卸売市場	輸出促進に向けた取組を行う地方卸売市場
売場施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
駐車施設※	1/3以内	—	—	—
構内舗装	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
搬送施設（高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
衛生施設（高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
情報処理施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
選果・選別施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
附帯施設※	1/3以内	—	—	—
※地方卸売市場の新設の場合に限る。				

オ 卸売市場耐震化施設整備の取組

交付対象施設	交付率	
	中央卸売市場	都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方卸売市場の施設の整備に要する経費
売場施設	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設	1/3以内	1/3以内
駐車施設	1/3以内	1/3以内
搬送施設	1/3以内	1/3以内
衛生施設	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設	1/3以内	—
情報処理施設	1/3以内	1/3以内

市場管理センター	1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設	1/3以内	1/3以内
選果・選別施設	1/3以内	1/3以内
総合食品センター機能付加施設	1/3以内	-
附帯施設	1/3以内	-
上記施設の内容に準ずる施設	1/3以内	-

(5) 交付対象施設の施設内容は次のとおりとする。

交付対象施設	施 設 内 容
売場施設	卸売場施設、仲卸売場施設及び買荷保管・積込所施設
貯蔵・保管施設	倉庫施設及び冷蔵庫施設
うち高度化・強化を図るもの	(多温度管理、自動化機能等高度化を図るもの) 低温倉庫施設、多温度管理型の冷蔵庫施設、高度な鮮度保持機能等を有する冷蔵庫施設、コンピューターによる入出庫管理機能等を有する倉庫施設又は冷蔵庫施設及び他の施設(売場施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設)と複合的な構造となっている倉庫施設又は冷蔵庫施設
うち取扱物品の品質管理の高度化を図るもの	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年5月8日法律第59号。以下「HACCP支援法」という。)に基づく支援の対象とされた(支援の対象となることが確実であると認められる場合を含む。)第2条第2項に規定する「製造過程の管理の高度化」を図るための施設又はこれに準ずる施設、HACCP支援法第2条第3項に規定する「高度化基盤整備」に係る施設又はこれに準ずる施設、及び同様の取組に対して行われる、総合衛生管理製造過程承認制度に基づく認証やISO認証などの第三者による認証(認証が行われることが確実であると認められる場合を含む。)に係る施設
駐車施設	駐車場
構内舗装 ※	駐車施設等(駐車施設のほか、売場施設、貯蔵・保管施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設)と一体的に行う舗装(門、柵、塀以外の基盤整備を含む。)

搬送施設	輸送、搬送のために必要な施設
うち高度化・強化を図るもの うち取扱物品の品質管理の高度化を図るもの	(場内物流効率化システム) 自動荷さばき施設、自動搬送施設その他の搬送機能の高度化に資する施設 HACCP支援法に基づく支援の対象とされた(支援の対象となることが確実であると認められる場合を含む。)第2条第2項に規定する「製造過程の管理の高度化」を図るための施設又はこれに準ずる施設、HACCP支援法第2条第3項に規定する「高度化基盤整備」に係る施設又はこれに準ずる施設、及び同様の取組に対して行われる、総合衛生管理製造過程承認制度に基づく認証やISO認証などの第三者による認証(認証が行われることが確実であると認められる場合を含む。)に係る施設
衛生施設	じんあい、汚水等の廃棄物の処理等に必要な施設
うち高度化・強化を図るもの うち取扱物品の品質管理の高度化を図るもの	(環境保全・衛生管理強化施設) リサイクル処理施設、微生物処理施設その他の環境保全・衛生管理についての機能強化に資する施設 HACCP支援法に基づく支援の対象とされた(支援の対象となることが確実であると認められる場合を含む。)第2条第2項に規定する「製造過程の管理の高度化」を図るための施設又はこれに準ずる施設、HACCP支援法第2条第3項に規定する「高度化基盤整備」に係る施設又はこれに準ずる施設、及び同様の取組に対して行われる、総合衛生管理製造過程承認制度に基づく認証やISO認証などの第三者による認証(認証が行われることが確実であると認められる場合を含む。)に係る施設
食肉関連施設	(7)に定める施設であつてと畜場法第4条第1項の規定により都道府県知事が設置を許可し、又は許可する見込みのある施設に係るもの
うち高度化・強化を図るもの	(食肉等衛生管理強化施設) (7)のキ並びにケのうち、洗浄又は消毒に必要な設備及び給湯設備並びに同アからケのうち、と畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号)別表第一に掲げる部分等の焼却に必要な設備、と畜場法施行規則別表第一に掲げる部分による枝肉及び食用に供する内臓の汚染を防止するための設備並びに可食内臓等の区分管理のための収納設備

うち取扱物品の品質管理の高度化を図るもの	HACCP支援法に基づく支援の対象とされた（支援の対象となることが確実であると認められる場合を含む。）第2条第2項に規定する「製造過程の管理の高度化」を図るための施設又はこれに準ずる施設、HACCP支援法第2条第3項に規定する「高度化基盤整備」に係る施設又はこれに準ずる施設、及び同様の取組に対して行われる、総合衛生管理製造過程承認制度に基づく認証やISO認証などの第三者による認証（認証が行われることが確実であると認められる場合を含む。）に係る施設
情報処理施設	L A N幹線、サーバ、クライアント、アダプタ等情報ネットワーク通信基盤システム並びに同システムに接続されるせり機械設備及び入荷量等表示設備
うち交付の対象外のもの	ネットワーク通信システムに接続されないせり機械設備及び入荷量等表示設備
市場管理センター	管理事務、業者事務について、次のアからウに掲げるいずれかの機能強化に資する施設 ア 場内L A N、危機管理システムの整備等インテリジェント化に対応していること イ 料理教室、見学者コーナー等一般市民に開放するための展示・見学施設、研修施設等利用高度化に対応していること ウ 省エネルギーシステム、食品品質管理システム、省力システム、労働環境の改善等高機能化されていること
うち交付の対象外のもの	保健医療関係以外の福利厚生施設
防災施設	防火、消火等災害を防止するための火災報知器、感知器、消火栓、スプリンクラー、消防署への直接連絡システム、避雷針等防災機能に資するための施設
加工処理高度化施設	小分け処理施設、包装処理施設等加工処理を高度に行うことによって小売支援機能が付与される施設
うち取扱物品の品質管理の高度化を図るもの	HACCP支援法に基づく支援の対象とされた（支援の対象となることが確実であると認められる場合を含む。）第2条第2項に規定する「製造過程の管理の高度化」を図るための施設又はこれに準ずる施設、HACCP支援法第2条第3項に規定する「高度化基盤整備」に係る施設又はこれに準ずる施設、及び同様の取組に対して行われる、総合衛生管理製造過程承認制度に基づく認証やISO認証などの第三者による認証（認証が行われることが確実であると認められる場合を含む。）

	に係る施設
選果・選別施設	産地と連携した取扱物品の選果・選別等の集荷機能の高度化・強化を図るために必要な施設
うち取扱物品の品質管理の高度化を図るもの	HACCP支援法に基づく支援の対象とされた（支援の対象となることが確実であると認められる場合を含む。）第2条第2項に規定する「製造過程の管理の高度化」を図るための施設又はこれに準ずる施設、HACCP支援法第2条第3項に規定する「高度化基盤整備」に係る施設又はこれに準ずる施設、及び同様の取組に対して行われる、総合衛生管理製造過程承認制度に基づく認証やISO認証などの第三者による認証（認証が行われることが確実であると認められる場合を含む。）に係る施設
総合食品センター機能付加施設	その存在により市場機能の充実・便益の提供等が図られ、卸売市場としての付加価値の向上、総合食品センター機能の強化に資することとなる関連事業施設
附帯施設	他の施設（売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と一体整備する電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備（電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備に係る工作物を独立して整備する場合を含む。）
上記施設の施設内容に準ずる施設	交付対象施設の欄の上記の施設に掲げる施設内容に準ずる施設であって、市場機能の向上を図る上で特に必要であると都道府県知事が認める施設
共同集出荷施設	卸売市場の用地外に整備する共同で集出荷を行うための施設

（注）※へこみ等の補修は交付の対象外とする。

（6）上限建築単価

下表に掲げる施設にあつては、上限建築単価を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、下表は建物部分に限るものとし、売場施設、貯蔵・保管施設、加工処理高度化施設及び選果・選別施設に係る防熱工事並びに機械設備、駐車場施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設（中央卸売市場に限る。）、情報処理施設、防災施設、附帯施設については、個々に積算することができるものとする。

	上限建築単価
--	--------

施設区分	構 造	一般地域	多雪地域	沖縄地域
		円/㎡	円/㎡	円/㎡
売場施設				
貯蔵・保管施設(倉庫施設)	鉄骨構造(平屋)	100,000	110,000	110,000
駐車施設	鉄骨構造(重層)	117,000	128,000	128,000
市場管理センター	鉄筋コンクリート構造(平屋)	111,000	111,000	122,000
加工処理高度化施設	鉄筋コンクリート構造(屋上駐車場)	122,000	122,000	134,000
選果・選別施設	鉄筋コンクリート構造(重層)	179,000	179,000	197,000
総合食品センター機能付加施設 上記施設の施設内容に準ずる施設 共同集出荷施設				
貯蔵・保管施設(冷蔵庫施設)	鉄骨構造	141,000	154,000	154,000
	鉄筋コンクリート構造	167,000	167,000	184,000

(注) 多雪地域とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第86条第3項の規定により特定行政庁が定める垂直最深積雪量が1m以上の地域、沖縄地域とは沖縄県、一般地域とは多雪地域及び沖縄地域以外の地域をいう。

(7) 食肉関連施設

食肉関連施設として定めるものは、既に設置されている食肉中央卸売市場に併設すると畜場に係るものであって次に掲げるものとする。

- ア 係留所
- イ 生体検査所及び検査用機械器具
- ウ 処理室及び処理設備
- エ 検査室及び検査用機械器具
- オ 消毒所、隔離所
- カ 汚物処理設備
- キ 冷蔵室及び冷却冷蔵設備
- ク 作業員室
- ケ と場に係る電気通信等附帯設備

(8) 施設に係る工作物

衛生施設、防災施設及び附帯施設に含まれる工作物(以下「衛生施設等」という。)については、売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設(立体駐車場及び地下駐車場)、市場管理センター、加工処理高度化施設、選果・選別施設及び総合食品センター機能付加施設と一体的に整備する場合には、それぞれ当該施設に含めて取り扱うものとし、当該衛生施設等の交付対象施設は、交付対象施設ごとの建築延べ面積(2階以上に渡るものであるときは、2階以上の部分についての延べ床面積を加えるものをいう。)を比較して、最大の施設とする。

(9) 大規模増改築

- ア 大規模増改築に係る搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場

管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設については、売場施設等の工事と工程上一体として、或いは、機能上併行して行わなければならない施設とする。

イ 大規模増改築に係る交付率の適用は、原則として当該大規模増改築に着手した年度以降市場法第11条第1項による変更認可を受ける年度までとする。

(10) 大規模に温度管理機能を付与するもの（(4)の表のア、イの（ア）又はウの交付対象施設の欄の大規模に温度管理機能を付与するものをいう。）

取扱品目の部類及び売場施設の内容ごとに、床面積（2階部分以上に渡るものであるときは延べ床面積）の1割以上の規模について温度管理機能が付与された施設の改良、造成若しくは取得若しくは整備、又は既に設置されている施設に新たに床面積の1割以上の規模について温度管理機能を付与するための改良若しくは整備とする。

(11) 大規模市場におけるもの（(4)の表のア及びウの（ア）の交付対象施設の欄の大規模市場におけるものをいう。）

大型産地からの荷を大量に受け、周辺の中小規模の卸売市場とネットワークを構築し、効率的な流通の役割を担い、前年以前3カ年の取扱数量の実績の平均並びに前年及び当年における開設区域外出荷割合（推計値含む）が、次の基準に該当する中央卸売市場における施設の整備とする。

ア 青果物にあつては、取扱数量が290,000トン以上で開設区域外への出荷割合が40%以上、又は、取扱数量が150,000トン以上で開設区域外への出荷割合が55%以上

イ 水産物にあつては、取扱数量が140,000トン以上で開設区域外出荷割合が50%以上、又は、取扱数量が55,000トン以上で開設区域外出荷割合が65%以上

(12) 施設の整備

ア 施設の取得は、卸売市場の整備を図る上から効率的で必要かつやむを得ない場合とする。

イ 取得の対象となる施設は、取得後においても相当期間使用可能な施設とする。

(13) 実施設計費の配分方法等

実施設計の交付対象施設ごとの配分方法等については、次のとおりとする。

ア 実施設計費については、交付対象施設ごとの工事費の比率により配分するものとする。

イ 工事施工に係る設計監理、監督料については、アと同様の取扱いとするものとする。

ウ 設計委託以外の各種調査委託費については、原則としてアに準じた取扱いとするものとする。

エ 帰属する施設区分が明らかなものについては、該当する施設区分に含めるものとする。

(14) 共済制度等への加入

本対策により施設を整備する場合にあつては、天災等により被災した際に損失を補填し、円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあつては、民間の建物共済や損害補償保険等（天

災等に対する補償を必須とする。)) に確実に加入するものとする。

3 個別事項

(1) 中央卸売市場施設整備の取組

ア 事業実施主体

市場法第8条第1号若しくは第2号に該当する地方公共団体又は中央卸売市場を開設している地方公共団体（以下「中央卸売市場の開設者」という。）

イ 事業の要件

中央卸売市場整備計画に基づき、かつ、経営展望（策定することが確実に認められる場合を含む。）に即して実施する施設の整備であること。

(2) 卸売市場再編促進施設整備の取組

ア 地方卸売市場への転換に係る取組

(ア) 事業実施主体

中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した地方卸売市場の開設者であり、次に掲げる者

a 地方公共団体

b 地方公共団体が主たる出資者となっている法人（以下「第3セクター」という。）

c 当該地方卸売市場の関係事業者で構成する団体であつて、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合若しくは協同組合連合会

(イ) 事業の要件

a 都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実に認められる地方卸売市場が、経営展望（策定することが確実に認められる場合を含む。）に即して実施する施設の整備であること。

b 地方卸売市場へ転換した年度を含む3年以内に着工する施設の整備であること。

ただし、平成25年度までに地方卸売市場に転換した場合にあつては5年以内に実施する施設の整備とし、平成26年度に地方卸売市場に転換した場合にあつては4年以内に実施する施設の整備とする。

c 地方卸売市場への転換に伴い他の卸売市場と統合する場合にあつては、当該転換前の取扱品目の部類に係る施設の整備であること。

イ 他の卸売市場との連携に係る取組

(ア) 事業実施主体

中央卸売市場整備計画において他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場の卸売業者を含む卸売市場の卸売業者又は仲卸業者で構成する団体であつて、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会

(イ) 事業の要件

a 中央卸売市場整備計画において他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場の取扱数量の増加に資する共同集出荷施設の整備であること。

b 事業協同組合又は協同組合連合会の構成員による集荷又は販売の共同化に係る契約が締結され、取扱数量の増加の見込み等を含む事業計画を有しているこ

と。

- c 共同集出荷施設の整備が中央卸売市場整備計画において他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場の開設区域内で実施されること。

ウ 廃止に係る取組

(ア) 事業実施主体

中央卸売市場整備計画において廃止するとされた中央卸売市場の開設者

(イ) 事業の要件

- a 廃止する中央卸売市場の開設者が他に開場する中央卸売市場（廃止する中央卸売市場と同一の取扱品目の部類をもつ中央卸売市場に限る。）と統合することにより、廃止する当該施設を撤去するものであること。
- b 廃止する中央卸売市場の市場関係事業者を受け入れるための、受け皿となる中央卸売市場における施設の整備に交付金の交付が行われるものでないこと。
- c 施設を撤去した後の当該用地を引き続き行政財産として公共の用に供する計画があること。

(3) 卸売市場活性化等事業の取組

ア P F I 推進の取組

(ア) 事業実施主体

P F I 法第6条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者

(イ) 事業の要件

- a 中央卸売市場整備計画に即して施設整備を実施する中央卸売市場又は都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置づけられた若しくは位置づけられることが確実と認められる地方公共団体が開設する地方卸売市場において、P F I 法第5条に基づく実施方針を定め、かつ、経営展望（策定することが確実と認められる場合を含む。）に即して事業を実施するものであること。
- b P F I 法第10条第1項に基づく事業計画又は協定等を踏まえ、当該事業の適正かつ確実な実施の確保が見込まれること。
- c 当該事業の実施に係る資金の確保が確実と見込まれること。
- d 他の地方卸売市場と統合を行う地方卸売市場にあつては、都道府県卸売市場整備計画に即し、取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。
- e 他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う地方卸売市場にあつては、次に掲げる要件に合致するものであること。
 - (a) 取扱数量の増加に資する売場施設又は貯蔵・保管施設のいずれかの整備を実施するものであること。
 - (b) 集荷又は販売の共同化に係る契約が締結され又は締結されることが確実と見込まれ、取扱数量の増加の見込み等を含む事業計画を有するものであること。
 - (c) 集荷又は販売の共同化を図る他の卸売市場と同じ部類を有していること
 - (d) 次に掲げるいずれかの要件に合致するものであること。
 - i 整備を実施する売場施設又は貯蔵・保管施設が算定基準に照らし狭隘の度合いが著しいと認められること。
 - ii 整備を実施する売場施設又は貯蔵・保管施設が消費者の鮮度保持志向に対

応するものと認められること。

f 産地・実需者と連携した集荷・販売活動を行う地方卸売市場にあっては、次に掲げる要件に合致するものであること。

(a) 取扱数量の増加に資する加工処理高度化施設又は選果・選別施設のいずれかの整備を実施するものであること。

(b) 集荷若しくは販売の共同化に係る契約が締結され又は締結されることが確実と見込まれ、取扱数量の増加の見込み等を含む事業計画を有するものであること。

(c) 次に掲げるいずれかの要件に合致するものであること。

i 整備を実施する加工処理高度化施設又は選果・選別施設が算定基準に照らし狭隘の度合いが著しいと認められること。

ii 整備を実施する加工処理高度化施設又は選果・選別施設が産地・実需者の要望を満たす施設であること。

(ウ) 指導及び助言

地方公共団体は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

なお、地方公共団体とは、中央卸売市場にあっては開設者、地方卸売市場にあっては都道府県とする。

(エ) 施設の管理運営

地方公共団体は、この事業により整備を実施した施設について、PFI法に基づく基本方針等を踏まえ、事業の目的に照らして、適正かつ効率的な管理運営の確保を図るものとする。

イ 卸売市場活性化推進の取組

(ア) 事業実施主体

a 中央卸売市場又は地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会

b aに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人（aに掲げる法人を除く。）

c 特認団体（a又はbに掲げる者以外の者であって、共同利用施設の導入等により卸売市場の機能の高度化・活性化が図られるものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。）

(イ) 事業の要件

a 施設の整備が、整備基本方針等に照らして妥当なものであり、かつ、適切な規模及び機能を有するものであること。

b 当該施設の設置後の管理運営が適正かつ効率的に行われると見込まれること。

c 当該施設の設置に係る資金の確保が確実と認められること。

d 次に掲げるいずれかの取組を行う中央卸売市場又は地方卸売市場であること。

(a) 市場機能強化の取組

市場機能強化を目的として中央卸売市場又は一定規模以上の地方卸売市場

(以下「特定地方卸売市場」という。)において実施する施設の整備であること。

なお、一定規模とは、卸売市場法施行令(昭和46年政令第221号)第2条に定める規模の3倍(食肉は2倍)とする(以下同じ)。

(b) 統合の取組

統合を目的として新設等を行う中央卸売市場又は新設を行う特定地方卸売市場において施設の整備を実施するものであること。

(c) 大型化の取組

特定地方卸売市場であって、大型化を目的として3市場以上を統合する市場又は新たな品目を追加して総合市場として実施する施設の整備であること。

e 次に掲げる施設の整備であること。

(a) コンピューター制御による温度管理機能等を持つ施設(例えば、商品形態の多様化、産地における予冷化又は消費者等の鮮度保持志向に対応する低温流通システム確立等に資する施設(温度管理付き小規模低温卸売場、温度管理機能装備仲卸売場、水温管理付き活魚保管槽、定温・低温管理付き倉庫、高品質維持冷蔵庫))

(b) コンピューター制御による自動搬入・搬出、自動前処理・包装等の施設(例えば、作業環境の改善、労働力の確保又は配送コスト等の削減に対応する物流の共同化、一元化又は省力化に資する施設(自動ピッキング倉庫、多機能装備せり機械設備、自動搬送機、自動荷捌機、自動計量選別機、加工機械、自動包装機))

(c) 仕入れ・販売管理、需給情報サービス等システムの確立のための施設(例えば、需給情報の的確な把握・活用又は市場業務の効率化若しくは迅速化に資する施設(多機能装備入荷数量等表示設備、情報処理施設))

(d) (a) から (c) までに準ずる施設であって、卸売市場の既存の施設外に市場施設の一環として設置される施設(例えば、卸売市場の既存施設外に市場施設の一環として設置される保管・配送、流通加工等の業務の円滑な運営に資する施設(多温度管理型冷蔵庫、保冷倉庫、立体自動保管庫、自動倉庫、加工機械、自動包装機、自動ラベル貼付機、低温買荷保管施設、自動搬送機、自動荷捌機、低温積込施設、共同低温配送施設))

f dの(c)にあっては、次に掲げる要件を満たす上屋及び構内舗装の整備が実施できるものとする。

(a) 既存の上屋に複数のeの施設を導入することが真に困難であること。

(b) eの施設を収容し、機能させるために必要最小限のものであること。

(c) eの施設の価額・価値とバランスが取れたものであること。

g 原則として耐用年数がおおむね5年以上の施設の整備であること。

h 工事の請負は、原則として競争入札に付して行うものであること。

i 交付対象経費は、原則として当該卸売市場の開設者(地方公共団体以外の開設者にあつては都道府県又は市町村)において使用されている単価等を基準として、当該地域の実情に即した現地実勢価格により算出するものであること。

(ウ) 指導及び助言

地方公共団体は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

ただし、地方公共団体とは、中央卸売市場にあっては開設者、地方卸売市場にあっては都道府県とする。

(エ) 施設の管理運営

- a この事業により整備を実施した施設の管理運営は、事業実施主体が行うものとする。
- b 事業実施主体は、この事業により設置した施設の管理運営規程を定め、事業の目的に照らして適正かつ効率的に当該施設の管理運営を行うものとする。
- c 事業実施主体は、bの管理運営規程を定め、又は変更しようとするときは、中央卸売市場に係るものにあつては当該市場の開設者、地方卸売市場に係るものにあつては都道府県知事の承認を受けるものとする。

(4) 地方卸売市場施設整備の取組

ア 他の地方卸売市場との統合に係る取組

(ア) 事業実施主体

市場法第55条の開設許可を受けた又は受けることが確実と認められる地方卸売市場の開設者であつて、次に掲げる者

- a 地方公共団体
- b 第3セクター
- c 地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であつて、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会
- d 法人(a、b及びcを除く。)

(イ) 事業の要件

- a 都道府県卸売市場整備計画に他の地方卸売市場と統合を行う地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方卸売市場が、経営展望(策定することが確実と認められる場合を含む。)に即して実施する施設の整備であること。
- b 地域拠点市場の取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。
- c 地域拠点市場の目標取扱数量(青果物15千トン以上、水産物7千トン以上、花き2千万本相当以上。以下「目標取扱数量」という。)を現に有していること。ただし、平成28年度までに都道府県により採択された事業については、この限りではない。

(ウ) 都道府県の指導及び監督

都道府県は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し必要な指導及び監督を行うものとする。

イ. 他の卸売市場と連携した集荷・販売活動に係る取組

(ア) 事業実施主体

市場法第55条の開設許可を受けた又は受けることが確実と認められる地方卸売市場の開設者であつて、次に掲げる者

- a 地方公共団体

- b 第3セクター
- c 法人（a及びbを除く。）

(イ) 事業の要件

- a 都道府県卸売市場整備計画に他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方卸売市場が、経営展望（策定することが確実と認められる場合を含む。）に即して実施する施設の整備であること。
- b 取扱数量の増加に資する売場施設又は貯蔵・保管施設のいずれかの整備を実施するものであること。
- c 集荷又は販売の共同化に係る契約が締結され又は締結されることが確実と見込まれ、取扱数量の増加の見込み等を含む事業計画を有するものであること。
- d 集荷又は販売の共同化を図る他の卸売市場と同じ部類を有していること。
- e 次に掲げるいずれかの要件に合致するものであること。
 - (a) 整備を実施する売場施設又は貯蔵・保管施設が算定基準に照らし狭隘の度合いが著しいと認められること。
 - (b) 整備を実施する売場施設又は貯蔵・保管施設が消費者の鮮度保持志向に対応するものと認められること。
- f 目標取扱数量を現に有していること。ただし、平成28年度までに都道府県により採択された事業については、この限りではない。

(ウ) 都道府県の指導及び監督

都道府県は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し必要な指導及び監督を行うものとする。

ウ 産地・実需者と連携した集荷・販売活動に係る取組

(ア) 事業実施主体

市場法第55条の開設許可を受けた又は受けることが確実と認められる地方卸売市場の開設者であって、次に掲げる者

- a 地方公共団体
- b 第3セクター
- c 法人（a及びbを除く。）

(イ) 事業の要件

- a 都道府県卸売市場整備計画に産地・実需者と連携した集荷・販売活動を行う地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方卸売市場が、経営展望（策定することが確実と認められる場合を含む。）に即して実施する施設の整備であること。
- b 取扱数量の増加に資する加工処理高度化施設又は選果・選別施設のいずれかの整備を実施するものであること。
- c 集荷若しくは販売の共同化に係る契約が締結され又は締結されることが確実と見込まれ、取扱数量の増加の見込み等を含む事業計画を有するものであること。
- d 次に掲げるいずれかの要件に合致するものであること。
 - (a) 整備を実施する加工処理高度化施設又は選果・選別施設が算定基準に照らし狭隘の度合いが著しいと認められること。

(b) 整備を実施する加工処理高度化施設又は選果・選別施設が産地・実需者の要望を満たす施設であること。

e 目標取扱数量を現に有していること。ただし、平成28年度までに都道府県により採択された事業については、この限りではない。

(ウ) 都道府県の指導及び監督

都道府県は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し必要な指導及び監督を行うものとする。

エ 輸出促進に向けた取組

(ア) 事業実施主体

市場法第55条の開設許可を受けた又は受けることが確実と認められる地方卸売市場の開設者であって、次に掲げる者

a 地方公共団体

b 第3セクター

c 地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会

d 法人(a、b及びcを除く。)

(イ) 事業の要件

a 都道府県卸売市場整備計画に輸出促進に向けた取組を行う地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方卸売市場が、経営展望(策定することが確実と認められる場合を含む。)に即して実施する施設の整備であること。

b 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。

c 輸出促進に向けた取組が行われ又は行われることが確実と見込まれ、取扱数量の増加の見込み等を含む事業計画を有するものであること。

d 目標取扱数量を現に有していること。ただし、平成28年度までに都道府県により採択された事業については、この限りではない。

e 別紙様式により当該卸売市場の輸出拡大計画を作成していること。

(ウ) 都道府県の指導及び監督

都道府県は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し必要な指導及び監督を行うものとする。

(5) 卸売市場耐震化施設整備の取組

ア 事業実施主体

中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者

イ 事業の要件

(ア) 既存卸売市場施設の耐震性能を向上させる耐震補強の整備であり、当該施設を新たな施設に更新するものではないこと。

(イ) 中央卸売市場又は都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置づけられた若しくは位置づけられることが確実と認められる地方卸売市場が、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)に基づく都道府県耐震改修促進計画に即して実施する耐震補強

の整備であること。

- (ウ) 事業開始年度を含む5年以内に実施した耐震診断の結果、耐震改修促進法第4条第1項に規定する「建築物の耐震診断改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年国土交通省告示第184号)に基づき、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し若しくは崩壊する危険性がある又は当該危険性が高いと判断($I_s < 0.6$ 又は $I_w < 1.0$)された既存卸売市場施設を対象とするものであり、かつ、耐震補強の整備後において当該危険性が低いと判断($I_s \geq 0.6$ 又は $I_w \geq 1.0$)される見込みとなること等を含む事業計画を有するものであること。

ウ 指導及び助言

事業実施主体が地方卸売市場の開設者である場合にあっては、都道府県は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し必要な指導及び助言を行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い次に掲げる通知は廃止する。
 - (1)「卸売市場活性化推進事業について」(平成12年8月1日付け12食流第2280号農林水産省食品流通局長通知)
 - (2)「地方卸売市場施設整備事業実施要領に基づく事業報告書の様式について」(昭和48年4月20日付け48食流第1706号農林水産省食品流通局長通知)
 - (3)「地方卸売市場施設整備事業に係る国庫補助金額の運用について」(平成15年3月18日付け14総合第5720号農林水産省総合食料局長通知)
 - (4)「生産振興総合対策事業実施要領」(平成14年4月15日付け13生産第10200号農林水産省生産局長通知)
 - (5)「野菜産地強化特別対策事業実施要領」(平成14年4月1日付け13生産第10438号農林水産省生産局長通知)
 - (6)「いぐさ・畳表産地強化特別対策事業実施要領」(平成14年4月16日付け13生産第10555号農林水産省生産局長通知)
 - (7)アグリ・チャレンジャー支援事業実施要領の運用について(平成14年3月29日付け13経営第6898号農林水産省経営局長通知)
 - (8)販路開拓緊急対策事業実施要領の運用について(平成14年3月29日付け13経営第6900号農林水産省経営局長通知)
 - (9)農業経営総合対策事業の実施について(平成14年3月29日付け13経営第7052号農林水産省経営局長通知)
 - (10)「経営対策体制整備推進事業実施要領の制定について」(平成12年4月1日付け12構改B第167号農林水産省経営局長・構造改善局長・農産園芸局長・畜産局長通知)
- 3 平成17年福岡県西方沖地震により被害を受けた中央卸売市場の施設の改良(売場施設に係るものに限る。)であって平成17年度内に着工するものに係る交付率については、Ⅱの第3の1の(2)のウの(ア)の規定にかかわらず、10分の4以内とする。

附 則

- 1 この改正された要領は、平成18年3月31日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この通知は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、「強い農業づくり交付金の事業評価の実施について」(平成17年10月3日付け17生産第3510号農林水産省大臣官房国際部長・総合食料局長・生産局長・経営局長通知)は廃止する。

附 則

- 1 この通知は、平成20年10月16日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成21年5月29日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成22年5月28日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 2 この通知は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 本交付金に基づき、平成23年度までに採択された事業の事業実施状況報告及び事業の評価に係る手続きについては、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成25年2月26日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成26年2月6日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成27年2月3日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の強い農業づくり交付金実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の強い農業づくり交付金実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

別紙様式1号(穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(稲、麦、大豆等)の取組用)

再編利用計画書

1 基本情報

事業実施主体名	〇〇農業協同組合	都道府県名	●●県	地区名	△△地区、▲▲地区
市町村名	▽▽市	事業費	総事業費〇〇千円 うち国費(〇〇千円)	事業年月	平成 年 月～平成 年 月
主な整備内容	△△CE:乾燥機(〇t×〇基)、色彩選別機(〇t/h×〇基)、貯蔵サイロ(〇t×〇基)等、具体的に記載する。				

2 対象作物の現状及び成果目標

(対象品目:麦類)

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時 (平成〇年度)	事業実施年 (平成〇年度)	1年後 (平成〇年度)	2年後 (平成〇年度)	
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	生産面積(a)					
	生産量(t)					

(対象品目:大豆)

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時 (平成〇年度)	事業実施年 (平成〇年度)	1年後 (平成〇年度)	2年後 (平成〇年度)	
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	生産面積(a)					
	生産量(t)					

(対象品目:新規需要米)

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時 (平成〇年度)	事業実施年 (平成〇年度)	1年後 (平成〇年度)	2年後 (平成〇年度)	
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	生産面積(a)					
	生産量(t)					

(対象品目:米(新規需要米以外))

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時 (平成〇年度)	事業実施年 (平成〇年度)	1年後 (平成〇年度)	2年後 (平成〇年度)	
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	生産面積(a)					
	生産量(t)					

注:本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目の農家戸数、生産面積、生産量の現状及び事業実施年度から2年後の成果目標を記載する。

3 穀類乾燥調製貯蔵施設等の現状及び再編後の状況

(1) 穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編利用についての基本的な方針

例): JAが所有する既存の米麦CEを更新・増強し、役割分担をした上で、その運用を担い手集団へ移譲することにより、施設利用の高度化を図る。
 例): 大豆の増産に対応するため、既存の米麦CEを模様替えし、大豆の乾燥調製用に汎用化する。整備後、さらなる増産に対応するため、調製ラインの増設を行う。

(2) 穀類乾燥調製貯蔵施設等の現状

区分	取扱数量(t)	仕様	利用率(%)	利用料金(円)	現行の機能分担、課題等
CEO号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外)				
CE●号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外)				
RC△号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外)				
個人乾燥	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外)				
...					
...					

(3) 穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編後(事業実施2年後)の目標

区分	取扱数量(t)	仕様	利用率(%)	利用料金(円)	再編後の機能分担、課題等
CEO号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外)				
CE●号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外)				
RC△号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外)				
個人乾燥	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外)				
...					
...					

注: (2) 及び (3) については、本計画の対象となる施設の種類及び仕様(施設能力、しゅん功年等)、取扱収量、利用率、利用料金、機能分担、課題等を記載する。

4 再編利用のための事業計画

(1) 複数年度(3ヵ年等)に渡る再編整備計画

穀類乾燥調製 貯蔵施設等	事業内容			備考
	事業実施年 (平成○年産)	1年後 (平成○年産)	2年後 (平成○年産)	
CEO号機等	例)色彩選別機等を導入し高度化	-	-	
CE●号機等	例)大豆乾燥調製のために施設を汎用化	-	-	
RC△号機等	-	例)一次乾燥施設として再整備し、CEO号のサテライト化	-	
個人乾燥機等	-	例)CEO号へ機能を移管し徐々に廃止	例)CEO号へ機能を移管し徐々に廃止	

注:事業計画の策定に当たっては、事業実施年度のみ事業等を実施する計画は不可とする。

(2) 事業実施年度における具体的な事業内容

穀類乾燥調製 貯蔵施設等	事業内容	事業費	備考
CEO号機等	例)色彩選別機等を導入し高度化、3年後に担い手集団へ運営移譲を予定	色彩選別機等:○百万円	
CE●号機等	例)大豆乾燥調製のために施設を汎用化	大豆乾燥調製施設:○千万円	

注:事業計画の策定に当たっては、可能な限り既存施設を有効活用することを前提とし、将来の増産計画に見合い、過剰な施設整備とならないよう留意すること。

5 担い手への配慮

- 例) 戦略作物を増産するためには、担い手集団を施設利用者に組み入れる必要があるため、以下のような取組を行う。
1. 再編整備を行ったCEの運営の一部もしくは全部を担い手に移譲する。
 2. サイロ貸しを行い、担い手の戦略的な販売を促進する。
 3. ...
 4. ...

6 その他(都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目)

※「経営所得安定対策等実施要綱」(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)第2の2に規定する「水田フル活用ビジョン」を策定している地域においては、本計画との整合性を図るとともに、「水田フル活用ビジョン」を参考資料として添付すること(添付資料は、公表資料のみでも可)。

別紙様式1号(集出荷貯蔵施設等再編利用(野菜・果樹・花き)の取組用)

再編利用計画書

1 基本情報

事業実施主体名	〇〇農業協同組合	都道府県名	●●県	地区名	△△地区、▲▲地区
市町村名	▽▽市	事業費	千円	事業年月	平成 年 月～平成 年 月

2 対象作物の現状及び成果目標

(対象品目:)

		現状値及び目標値				備考
		現状 (平成〇年)	実施年 (平成〇年)	1年後 (平成〇年)	2年後 (平成〇年)	
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	作付面積(a)					
	出荷量(t)					
	販売額(千円)					
	主な販売先					
	集出荷貯蔵施設数					
	農産物処理加工施設数					

(対象品目:)

		現状値及び目標値				備考
		現状 (平成〇年)	実施年 (平成〇年)	1年後 (平成〇年)	2年後 (平成〇年)	
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	作付面積(a)					
	出荷量(t)					
	販売額(千円)					
	主な販売先					
	集出荷貯蔵施設数					
	農産物処理加工施設数					

(対象品目:)

		現状値及び目標値				備考
		現状 (平成〇年)	実施年 (平成〇年)	1年後 (平成〇年)	2年後 (平成〇年)	
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	作付面積(a)					
	出荷量(t)					
	販売額(千円)					
	主な販売先					
	集出荷貯蔵施設数					
	農産物処理加工施設数					

3 集出荷貯蔵施設等の現状及び再編後の状況

(1) 集出荷貯蔵施設等の再編利用についての基本的な方針(再編による流通コストの低減の考え方を具体的に記載すること)

例) トマトの選果を1カ所に集約し、施設の利用率を向上させ、利用料金を下げることで選果コストの低減を図るとともに、最新の光センサー選果機を導入することで、高糖度メロンのブランド再建を図る。

例) 立地のよいA選果場の取扱品目を増加させ、産地の集荷を集約することで、集荷費を下げた流通コストを低減するとともに、統一ブランドの確立により有利販売を達成する。また、これに伴い廃止する選果場を直売所にする事で、販売額の増加を図る。

(2) 集出荷貯蔵施設等の事業実施現状

区分	対象品目、計画処理量	処理量	利用率	利用料金	稼働期間	現行の機能分担、課題等
〇〇選果場	トマト 〇〇t	〇〇t (〇〇%)	〇% (〇%)	〇円/kg	〇月～〇月	
	人参 〇〇t	〇〇t (〇〇%)	〇% (〇%)	〇円/kg	〇月～〇月	
●●選果場	メロン 〇〇t	〇〇t (〇〇%)	〇% (〇%)	〇円/kg	〇月～〇月	
△△選果場	トマト 〇〇t	〇〇t (〇〇%)	〇% (〇%)	〇円/kg	〇月～〇月	
選果場計	〇〇t	〇〇t (〇〇%)	〇% (〇%)		〇月～〇月	
個選(口地区)	トマト	〇〇t			〇月～〇月	

※処理量及び利用率は上段に直近年、下段()内に5年前の数値をそれぞれ記入する。

(3) 集出荷貯蔵施設等の再編後(2年後)の目標

区分	対象品目、計画処理量	処理量	利用率	利用料金	稼働期間	再編後の機能分担、課題等
〇〇選果場	トマト 〇〇t	〇〇t	〇%	〇円/kg	〇月～〇月	
●●選果場	メロン 〇〇t	〇〇t	〇%	〇円/kg	〇月～〇月	
	人参 〇〇t	〇〇t	〇%	〇円/kg	〇月～〇月	
選果場計	〇〇t	〇〇t	〇%		〇月～〇月	

4 再編利用のための事業計画

集出荷貯蔵施設等	事業内容			補助事業の内容等	備考(必要な手続き等)
	事業実施年 (平成〇年)	1年後 (平成〇年)	2年後 (平成〇年)		
〇〇選果場	例)処理能力の高いトマト選果機を再整備	-	-	(平成〇年度)選果機:〇〇百万円	事業実施にあたり、増築等の届出を行う予定
●●選果場	例)メロンの光センサー選果機を再整備するとともに、〇〇選果場の人参選果機能を移動	例)新品目の導入や選果データを活用した栽培技術の均一化の取組等を実施		(平成〇年度)〇〇対応光センサー選果機等:〇〇百万円	事業実施にあたり、増築等の届出を行う予定
△△選果場	-	例)〇〇選果場にトマトを集約し、施設は直売所として活用	-		事業目的の変更にあたり、建屋は財産処分予定

注:事業実施年度のみ取組を実施する計画は不可とする。

5 その他(都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目)

※ 参考資料として再編前後の施設の位置及び受益地域を示した地図を添付すること。

基本情報

事業実施主体名	〇〇茶生産組合、□□茶生産組合	都道府県名・市町村名	●●県▽▽市	地区名	△△地区、▲▲地区
---------	-----------------	------------	--------	-----	-----------

1 茶生産・加工の現状及び成果目標(現状、実施年、2年後)

		現状値及び目標値			備考
		現状 (平成〇年)	実施年 (平成〇年)	2年後 (平成〇年)	
〇〇地区	農家戸数(戸)				
	栽培面積(a)				
	生産量(t)				
	販売額(千円)				
	主な販売先				
	荒茶加工施設数				
	仕上茶加工施設数				

2 農産物処理加工施設等の現状及び再編利用後の状況

(1) 本計画の対象となる施設の再編利用についての基本的な方針

例): 〇〇茶生産組合が所有する既存の荒茶加工施設について、施設の有効利用を図る観点から、荒茶加工機の一部だけを更新し、施設の機能向上を図り、計画的な荒茶生産に取り組む。
例): △△地域内の荒茶加工施設〇箇所を品種毎に加工する等役割分担を図るため、〇〇茶生産組合が所有する既存の荒茶加工施設を補修するとともに、□□茶生産組合が所有する荒茶加工施設を改修し、施設の効率化を図る。
例): △△地域内にある複数の荒茶加工施設を1箇所に集約するため、〇〇茶生産組合が所有する既存の荒茶加工施設を改修し、施設利用の高度化を図る。
例): △△茶生産組合が所有する仕上茶加工施設について、乾燥機を更新するとともに、選別火入れラインを増設し、△△地域内の荒茶加工施設からの原料調達を拡大することによって、消費者ニーズに即した仕上加工に取り組み、△△地域の産地ブランド力を高める。

(2) 本計画の対象となる施設の現状の取扱数量、施設における課題等

施設名	取扱数量(t)	販売額(千円)	現状の施設における課題等
荒茶加工施設 (〇〇茶生産組合)			
荒茶加工施設 (△△茶生産組合)			
仕上茶加工施設 (□□茶生産組合)			
...			
...			

(3) 本計画の対象となる施設の再編利用後の取扱数量、期待される効果等

施設名	取扱数量(t)	販売額(千円)	再編利用後に期待される効果等
荒茶加工施設 (〇〇茶生産組合)			
荒茶加工施設 (△△茶生産組合)			
仕上茶加工施設 (□□茶生産組合)			
...			
...			

3 再編利用のための事業計画

事業実施年度における具体的な事業内容

施設名	事業内容	実施(予定)年度	事業費	備考
荒茶加工施設 (〇〇茶生産組合)	例) 乾燥機、選別機等を更新し、既存施設の機能向上を図り、計画的な荒茶生産に取り組む。	平成〇〇年度	乾燥機、選別機等: 〇百万円	
仕上茶加工施設 (□□茶生産組合)	例) 乾燥機を更新するとともに、選別火入れラインを増設し、消費者ニーズに即した仕上加工に取り組む。	平成〇〇年度	乾燥機、選別火入れライン: 〇百万円	

4 その他(都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目)

--

※ 参考資料として当該地域の地図を添付すること。

別紙様式1号(食肉等流通体制再編整備の取組用)

再編合理化計画書

1 基本情報

事業実施主体名		都道府県名		市町村名	
施設の種類		畜種		事業年月	平成 年 月～平成 年 月

2 食肉等流通処理施設の現状及び目標

(1) 本計画の対象となる施設の再編合理化についての基本的な方針

例 ○○市内にある2箇所の処理施設を1箇所に集約するため、○○組合が所有する処理施設を廃止し、○○農協が所有する処理施設に機能を集約することで、再編合理化を図る。

(2) 本計画の対象となる施設の現状(現状 平成○○年度)

施設名	畜種	処理数量	処理能力	処理コスト	利用日数	再編合理化の方針
計						

注1 食鳥処理施設にあっては、処理数量の欄には1日当たりの処理羽数を、処理能力の欄には1日当たりの処理能力を、処理コストの欄には1万羽当たりの処理コストを、利用日数の欄には年間稼働日数を記載すること。

鶏卵処理施設にあっては、処理数量の欄には1日当たりの取扱数量を、処理能力の欄には1日当たりの処理能力を、処理コストの欄には100kg当たりの処理コストを、利用日数の欄には年間稼働日数を記載すること。

家畜市場にあっては、処理重量の欄には年間の家畜取引頭数、処理能力の欄には開催1回当たりの平均取引頭数、処理コストの欄には牛換算100頭当たりの取引コスト、利用日数の欄には年間開催回数を記載すること。

注2 再編合理化の方針の欄には、当該施設の廃止、他施設との統合など、具体的な方針を記載すること。

(3) 本計画の対象となる施設の再編合理化後の目標(目標 平成○○年度)

施設名	畜種	処理数量	処理能力	処理コスト	利用日数	期待される効果等
計						

注) 処理重量、処理能力、処理コスト及び利用日数の考え方は、(2)と同様。

3 再編合理化のための事業計画

施設名	事業名	事業内容	実施予定年度	予定事業費	備考
				千円	
				千円	
				千円	
計				千円	

4 その他(都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目)

※1 参考資料として、各施設の位置が分かる当該地域の地図を添付すること。

※2 欄が不足する場合は適宜追加すること。

別紙様式 2 号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長※¹殿

都道府県知事 印

穀類乾燥調製貯蔵施設等に係る再編利用計画※²の提出状況の報告について

強い農業づくり交付金実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知）の規定に基づき、穀類乾燥調製貯蔵施設等に係る再編利用計画※²の提出状況について報告する。

（注）関係書類として、穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用、集出荷貯蔵施設等再編利用の取組及び農産物処理加工施設等再編利用の取組にあっては知事が承認した再編利用計画主体から提出された別紙様式1号の再編利用計画書を、食肉等流通体制再編整備の取組にあっては知事が承認した再編合理化計画策定主体から提出された別紙様式1号の再編合理化計画書を、国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化の推進及び乳業再編等整備にあっては知事が承認した再編合理化計画主体から提出された別紙様式5号の再編合理化計画書を添付すること。

※¹：北海道にあっては農林水産省生産局長宛て、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長宛てとすること。

※²：穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用（稲、麦、大豆等）の取組にあっては穀類乾燥調製貯蔵施設等に係る再編利用計画、集出荷貯蔵施設等再編利用（野菜、果樹、花き）の取組にあっては集出荷貯蔵施設等に係る再編利用計画、農産物処理加工施設等再編利用（茶）の取組にあっては農産物処理加工施設等に係る再編利用計画、食肉等流通体制再編整備の取組にあっては食肉等流通処理施設に係る再編合理化計画、国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化の推進にあっては国内産いもでん粉工場に係る再編合理化計画、乳業再編等整備にあっては乳業工場等に係る再編合理化計画とすること。

別紙様式3号（穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用（稲、麦、大豆等）の取組用）

再編利用計画の取組状況報告書

1 基本情報

事業実施主体名	〇〇農業協同組合	都道府県名	●●県	地区名	△△地区、▲▲地区
市町村名	▽▽市	事業費	総事業費〇〇千円 うち国費(〇〇千円)	事業年月	平成 年 月～平成 年 月
主な整備内容	△△CE:乾燥機(〇t×〇基)、色彩選別機(〇t/h×〇基)、貯蔵サイロ(〇t×〇基)等、具体的に記載する。				

2 対象作物の現状及び成果目標

(対象品目:麦類)

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時 (平成〇年度)	事業実施年 (平成〇年度)	1年後 (平成〇年度)	2年後 (平成〇年度)	
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	生産面積(a)					
	生産量(t)					

(対象品目:大豆)

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時 (平成〇年度)	事業実施年 (平成〇年度)	1年後 (平成〇年度)	2年後 (平成〇年度)	
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	生産面積(a)					
	生産量(t)					

(対象品目:新規需要米)

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時 (平成〇年度)	事業実施年 (平成〇年度)	1年後 (平成〇年度)	2年後 (平成〇年度)	
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	生産面積(a)					
	生産量(t)					

(対象品目:米(新規需要米以外))

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時 (平成〇年度)	事業実施年 (平成〇年度)	1年後 (平成〇年度)	2年後 (平成〇年度)	
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	生産面積(a)					
	生産量(t)					

注:本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目の農家戸数、生産面積、生産量の達成状況を記載する。

3 穀類乾燥調製貯蔵施設等の現状及び再編後の状況

(1) 穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編利用についての基本的な方針

例):JAが所有する既存の米麦CEを更新・増強し、役割分担をした上で、その運用を担い手集団へ移譲することにより、施設利用の高度化を図る。
 例):大豆の増産に対応するため、既存の米麦CEを模様替えし、大豆の乾燥調製用に汎用化する。整備後、さらなる増産に対応するため、調製ラインの増設を行う。

(2) 穀類乾燥調製貯蔵施設等の事業実施前の概況

区分	取扱数量(t)	仕様	利用率(%)	利用料金(円)	事業実施前の機能分担、課題等
CEO号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外)				
CE●号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外)				
RC△号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外)				
個人乾燥	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外)				
...					
...					

(3) 穀類乾燥調製貯蔵施設等の現状

区分	取扱数量(t)	仕様	利用率(%)	利用料金(円)	現状の機能分担、課題等
CEO号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外)				
CE●号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外)				
RC△号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外)				
個人乾燥	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外)				
...					
...					

注:(2)及び(3)については、本計画の対象となる施設の種類及び仕様(施設能力、しゅん功年等)、取扱収量、利用率、利用料金、機能分担、課題等を記載する。

4 再編利用のための事業計画

複数年度(3ヵ年等)に渡る再編整備計画

穀類乾燥調製 貯蔵施設等	事業内容			備考
	事業実施年	1年後	2年後	
CEO号機等	例)色彩選別機等を導入し高度化	-	-	
CE●号機等	例)大豆乾燥調製のために施設を汎用化	-	-	
RC△号機等	-	例)一次乾燥施設として再整備し、CEO号の サテライト化	-	
個人乾燥機等	-	例)CEO号へ機能を移管し徐々に廃止	例)CEO号へ機能を移管し徐々に廃止	

注:事業計画の策定に当たっては、事業実施年度のみ事業等を実施する計画は不可とする。

5 担い手への配慮

例) 戦略作物を増産するためには、担い手集団を施設利用者に組み入れる必要があるため、以下のような取組を行う。

1. 再編整備を行ったCEの運営の一部もしくは全部を担い手に移譲する。
2. サイロ貸しを行い、担い手の戦略的な販売を促進する。
3. …
4. …

6 その他(都道府県知事が計画取組状況の報告等を行うに当たって必要とする項目)

※「経営所得安定対策等実施要綱」(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)第2の2に規定する「水田フル活用ビジョン」を策定している地域においては、本計画との整合性を図るとともに、「水田フル活用ビジョン」を参考資料として添付すること(添付資料は、公表資料のみでも可)。

再編利用計画の取組状況報告書

1 基本情報

事業実施主体名	〇〇農業協同組合	都道府県名	●●県	地区名	△△地区、▲▲地区
市町村名	▽▽市	事業費	千円	事業年月	平成 年 月～平成 年 月

2 対象作物の状況

(対象品目:)

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時 (平成○年)	現状値 (平成●年)	目標値 (平成●年)	目標値 (平成△年)	
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	作付面積(a)					
	出荷量(t)					
	販売額(千円)					
	主な販売先					
	集出荷貯蔵施設数					
	農産物処理加工施設数					

(対象品目:)

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時 (平成○年)	現状値 (平成●年)	目標値 (平成●年)	目標値 (平成△年)	
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	作付面積(a)					
	出荷量(t)					
	販売額(千円)					
	主な販売先					
	集出荷貯蔵施設数					
	農産物処理加工施設数					

(対象品目:)

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時 (平成○年)	現状値 (平成●年)	目標値 (平成●年)	目標値 (平成△年)	
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	作付面積(a)					
	出荷量(t)					
	販売額(千円)					
	主な販売先					
	集出荷貯蔵施設数					
	農産物処理加工施設数					

3 集出荷貯蔵施設等の現状及び再編後の状況

(1) 集出荷貯蔵施設等の再編利用についての基本的な方針

例) トマトの選果を1カ所に集約し、選果コストの低減と有利販売を図るとともに、最新の光センサー選果機を導入することで、高糖度メロンのブランド再建を図る。

(2) 集出荷貯蔵施設等の事業実施前の概況

区分	対象品目、計画処理量	処理量	利用率	利用料金	稼働期間	現行の機能分担、課題等
〇〇選果場	トマト 〇〇t	〇〇t	〇%	〇円/kg	〇月～〇月	
	人参 〇〇t	〇〇t	〇%	〇円/kg	〇月～〇月	
●●選果場	メロン 〇〇t	〇〇t	〇%	〇円/kg	〇月～〇月	
△△選果場	トマト 〇〇t	〇〇t	〇%	〇円/kg	〇月～〇月	
選果場計	〇〇t	〇〇t	〇%		〇月～〇月	
個選(口地区)	トマト	〇〇t			〇月～〇月	

(3) 集出荷貯蔵施設等の現状

区分	対象品目、計画処理量	処理量	利用率	利用料金	稼働期間	再編後の機能分担、課題等
〇〇選果場	トマト 〇〇t	〇〇t	〇%	〇円/kg	〇月～〇月	
●●選果場	メロン 〇〇t	〇〇t	〇%	〇円/kg	〇月～〇月	
	人参 〇〇t	〇〇t	〇%	〇円/kg	〇月～〇月	
選果場計	〇〇t	〇〇t	〇%		〇月～〇月	

4 再編利用のための取組実績

集出荷貯蔵施設等	事業内容			補助事業の内容等	備考(必要な手続き等)
	事業実施年 (平成〇年)	1年後 (平成〇年)	2年後 (平成〇年)		
〇〇選果場	例)処理能力の高いトマト選果機を再整備	-	-	(平成〇年度)選果機:〇〇百万円	事業実施にあたり、増築等の届出を行う予定
●●選果場	例)メロンの光センサー選果機を再整備するとともに、〇〇選果場の人参選果機能を移動	例)新品目の導入や選果データを活用した栽培技術の均一化の取組等を実施		(平成〇年度)〇〇対応光センサー選果機等:〇〇百万円	事業実施にあたり、増築等の届出を行う予定
△△選果場	-	例)〇〇選果場にトマトを集約し、施設は直売所として活用	-		事業目的の変更にあたり、建屋は財産処分予定

注:1年後の報告の際は、2年後の欄には計画を記載する。

5 その他(都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目)

※ 参考資料として再編前後の施設の位置及び受益地域を示した地図を添付すること。

基本情報

事業実施主体名	〇〇茶生産組合、□□茶生産組合	都道府県名・市町村名	●●県▽▽市	地区名	△△地区、▲▲地区
---------	-----------------	------------	--------	-----	-----------

1 茶生産・加工の再編利用後の状況(計画策定時、現状、目標)

		現状値及び目標値			備考
		計画策定時 (平成〇年)	現状値 (平成〇年)	目標値 (平成〇年)	
〇〇地区	農家戸数(戸)				
	栽培面積(a)				
	生産量(t)				
	販売額(千円)				
	主な販売先				
	荒茶加工施設数				
	仕上茶加工施設数				

2 農産物処理加工施設等の再編利用後の状況

(1) 本計画の対象となる施設の再編利用後の状況

--

(2) 本計画の対象となる施設の取扱数量、再編利用後の成果等

施設名	取扱数量(t)			販売額(千円)			再編利用後の成果等
	計画策定時 (平成〇年)	現状値 (平成〇年)	目標値 (平成〇年)	計画策定時 (平成〇年)	現状値 (平成〇年)	目標値 (平成〇年)	
荒茶加工施設 (〇〇茶生産組合)							
荒茶加工施設 (△△茶生産組合)							
仕上茶加工施設 (□□茶生産組合)							
...							
...							

3 再編利用における取組実績

再編利用計画期間中における具体的な取組実績

施設名	事業内容					備考
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
荒茶加工施設 (〇〇茶生産組合)	例) 高機、製茶機等を更新	-	例) ボイラー(乾燥機の付帯設備)のみを新品に交換	-	-	
荒茶加工施設 (△△茶生産組合)	-	-	-	例) 製茶機を増設	-	
仕上茶加工施設 (□□茶生産組合)	例) 乾燥機の更新、選別入れラインの増設	-	-	-	-	

4 その他(都道府県知事が取組状況の報告等を行うに当たって必要とする項目)

--

別紙様式3号(食肉等流通体制再編整備の取組用)

再編合理化計画の取組状況報告書

1 基本情報

事業実施主体名		都道府県名		市町村名	
施設の種類		畜種		事業年月	平成 年 月～平成 年 月

2 食肉等流通処理施設の再編合理化後の状況

(1) 本計画の対象となる施設の再編合理化後の状況

--

(2) 再編合理化後の現状(平成〇〇年度)

施設名	畜種	処理数量	処理能力	処理コスト	利用日数	再編合理化により発揮された効果等
計						

注 食鳥処理施設にあっては、処理数量の欄には1日当たりの処理羽数を、処理能力の欄には1日当たりの処理能力を、処理コストの欄には1万羽当たりの処理コストを、利用日数の欄には年間稼働日数を記載すること。
 鶏卵処理施設にあっては、処理数量の欄には1日当たりの取扱数量を、処理能力の欄には1日当たりの処理能力を、処理コストの欄には100kg当たりの処理コストを、利用日数の欄には年間稼働日数を記載すること。
 家畜市場にあっては、処理数量の欄には年間の家畜取引頭数、処理能力の欄には開催1回当たりの平均取引頭数、処理コストの欄には牛換算100頭当たりの取引コスト、利用日数の欄には年間開催回数を記載すること。

3 再編合理化の取組実績

再編合理化計画に基づく具体的な取組実績

施設名	事業内容	実施年度	事業費	備考
			千円	
			千円	
			千円	
計			千円	

4 その他(取組状況報告に必要な項目)

--

※1 参考資料として、各施設の位置が分かる当該地域の地図を添付すること。

※2 欄が不足する場合は適宜追加すること。

別紙様式4号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長^{※1}殿

都道府県知事 印

穀類乾燥調製貯蔵施設等に係る再編利用計画^{※2}の取組状況報告書の提出状況の報告について

強い農業づくり交付金実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知）の規定に基づき、穀類乾燥調製貯蔵施設等に係る再編利用計画^{※2}の取組状況報告書の提出状況について報告する。

（注）関係書類として、穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用、集出荷貯蔵施設等再編利用の取組及び農産物処理加工施設等再編利用の取組にあつては別紙様式3号の再編利用計画の取組状況報告書を、食肉等流通体制再編整備の取組にあつては別紙様式3号の再編合理化計画の取組状況報告書を、国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化の推進及び乳業再編等整備にあつては再編合理化計画主体から提出された別紙様式6号の再編合理化計画の取組状況報告書を添付すること。

※1：北海道にあつては農林水産省生産局長宛て、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長宛てとすること。

※2：穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用（稲、麦、大豆等）の取組にあつては穀類乾燥調製貯蔵施設等に係る再編利用計画、集出荷貯蔵施設等再編利用（野菜、果樹、花き）の取組にあつては集出荷貯蔵施設等に係る再編利用計画、農産物処理加工施設等再編利用（茶）の取組にあつては農産物処理加工施設等に係る再編利用計画、食肉等流通体制再編整備の取組にあつては食肉等流通処理施設に係る再編合理化計画、国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化の推進にあつては国内産いもでん粉工場に係る再編合理化計画、乳業再編等整備にあつては乳業工場等に係る再編合理化計画とすること。

再編合理化計画

基本情報

事業実施主体名	〇〇〇〇工場	都道府県名・市町村名	●●県▽▽市	地区名	△△地区
---------	--------	------------	--------	-----	------

1 国内産いもでん粉工場の現状及び目標

(1) 本計画の対象となる地域の再編合理化についての基本的な方針

例) △△地域内の〇箇所国内産いもでん粉工場について、品種毎に加工する等の役割分担を図るため、〇〇〇〇が所有する既存の国内産いもでん粉工場を廃棄し〇箇所に再編統合する。また、地区内の業荷体制の見直しを行い、各工場の操業率の向上を図ること、国内産いもでん粉の生産コストを低減させる。

例) △△地域内にある複数の国内産いもでん粉工場を集約するため、〇〇工場、〇〇工場を廃止し、〇〇〇〇に新たな工場を建設する。

(2) 本計画の対象となる地域の現状 (現状 平成〇〇年度)

施設名	原料集荷量	原料処理能力	操業率	年間生産量	主な販売先	施設における課題等
〇〇工場 (〇〇生産組合)						例) 近年、生産者の高齢化による集荷量の減少に伴い、操業率が低下傾向。
△△△△ (△△株式会社)						例) 生産者の高齢化による離農から、約定を締結する生産者が減少。
□□□□工場 (□□組合)						
計 (〇工場)						

(3) 本計画の対象となる地域の再編合理化後の目標 (目標 平成〇〇年度)

施設名	原料集荷量	原料処理能力	操業率	年間生産量	主な販売先	廃棄工場へ出荷されていた原料用いもの集荷計画
〇〇工場 (〇〇生産組合)						

□□□工場 (□□組合)								
計 (○工場)								
その他期待される効果等								

2 再編合理化のための事業計画
事業実施年度における具体的な事業内容

施設名	事業内容	実施(予定)年度	事業費	備考
△△△△ (△△株式会社)		平成〇〇年度		

3 その他(都道府県知事が計画の審査を行うに当たって必要とする項目)

--

※ 参考資料として各工場の位置がわかる当該地域の地図を添付すること。

再編合理化計画

基本情報

事業実施主体名	都道府県名・市町村名		地区名	
---------	------------	--	-----	--

1. 国内産糖工場の現状及び目標

(1) 本計画の対象となる地域の再編合理化についての基本的な方針

例) : △△地区内の集荷体制の見直しを行い、各工場の操業率の向上を図ることで、国内産糖工場の生産コストを低減させる。□

例) : △△地域内にある複数の国内産糖工場を集約するため、○○工場、○○工場を廃止し、○○○○に新たな工場を建設する。

(2) 本計画の対象となる地域の現状 (現状 平成○○年度)

事業者名	工場名	処理能力 (トン/日)	作付(収穫)面積 (ha)	収穫量(原料処理量) (トン)	操業率 (%)	製造コスト (円/製品トン)	施設における課題等
○○株式会社	○○工場						例) 近年、生産者の高齢化による作業効率の減少に伴い、操業率が低下傾向。
△△株式会社	△△工場						
□□株式会社	□□工場						
計 (○工場)							

(3) 本計画の対象となる地域の再編合理化後の目標 (目標 平成○○年度)

事業者名	工場名	処理能力 (トン/日)	作付(収穫)面積 (ha)	収穫量(原料処理量) (トン)	操業率 (%)	製造コスト (円/製品トン)	再編合理化後の集荷計画
○○株式会社	○○工場						
□□株式会社	□□工場						
計 (○工場)							

その他期待される効果等

2. 再編合理化のための事業計画

事業実施年度における具体的な事業内容

事業者名	工場名	事業内容	実施(予定)年度	事業費	備考
△△株式会社	△△工場				

3. その他(都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目)

※参考資料として、各工場の位置がわかる当該地域の地図、再編合理化に係る関係者の意思決定が確認できる文書及び各工場の損益が分かる資料を添付すること。

再編合理化計画

基本情報

事業実施主体名	〇〇〇〇	都道府県名・市町村名	●●県▽▽市	地区名	△△地区
---------	------	------------	--------	-----	------

1 現状及び目標

(1) 本計画の対象となる地域の再編合理化についての基本的な方針

例) △△地域内の〇〇箇所の乳業工場について、効率的な製造を図るため、〇〇〇〇が所有する既存の乳業工場を廃棄し〇〇箇所に再編統合する。また、地域内の集送乳体制の見直しを行い、各工場の稼働率の向上を図ることで、乳業の生産コストを低減させる。

例) △△地域内にある複数の乳業工場を集約するため、〇〇工場、〇〇工場、〇〇〇〇に新たな工場を建設する。

例) △△地域内にある複数の貯乳施設を集約するため、〇〇施設を廃止し、〇〇施設を増設する。

(2) 本計画の対象となる地域の現状 (現状 平成〇〇年度)

施設名	生乳処理能力 (トン/日)	生乳処理量 (トン/日)	稼働率(%)	主な製造品目	施設における課題等
〇〇工場 (〇〇生産組合)					例) 近年、生乳生産量の減少に伴い、稼働率が低下傾向。
△△工場 (△△株式会社)					
□□□工場 (□□組合)					
計 (〇工場)					

(3) 本計画の対象となる地域の再編合理化後の目標 (目標 平成〇〇年度)

施設名	生乳処理能力 (トン/日)	生乳処理量 (トン/日)	稼働率(%)	主な製造品目	廃棄工場へ出荷されていた生乳の集荷計画
〇〇工場 (〇〇生産組合)					

□□□工場 (□□組合)						
計 (○工場)						

その他期待される効果等

--

2 再編合理化のための事業計画
事業実施年度における具体的な事業内容

施設名	事業内容	実施(予定)年度	事業費	備考
△△△△ (△△株式会社)		平成〇〇年度		

3 その他(都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目)

--

※ 参考資料として各工場の位置がわかる当該地域の地図を添付すること。

再編合理化計画の取組状況報告書

基本情報

事業実施主体名	〇〇〇〇工場	都道府県名・市町村名	●●県▽▽市	地区名	△△地区
---------	--------	------------	--------	-----	------

1 国内産いもでん粉工場の再編合理化後の状況

(1)本計画の対象となる地域の再編合理化後の状況(平成〇〇年度)

--	--	--	--	--	--

施設名	原料集荷量	原料処理能力	操業率	年間生産量	主な販売先	廃棄工場へ出荷されていた原料用いもの集荷状況
〇〇工場 (〇〇生産組合)						
□□□工場 (□□組合)						
計 (〇工場)						

再編合理化により発揮された効果等

--	--	--	--	--	--

2 再編合理化における取組実績

再編合理化計画期間中における具体的な取組実績

施設名	事業内容	実施年度	事業費	備考
〇〇工場 (〇〇生産組合)		平成〇〇年度		

△△△△ (△△株式会社)				

3 その他(取組状況報告に必要な項目)

※ 参考資料として各工場の位置がわかる当該地域の地図を添付すること。

再編合理化計画の取組状況報告書

基本情報

事業実施主体名		都道府県名・市町村名		地区名	
---------	--	------------	--	-----	--

1. 国内産糖工場の再編合理化後の状況

(1) 本計画の対象となる地域の再編合理化後の状況(平成〇〇年度)

--

事業者名	工場名	処理能力 (トン/日)	作付(収穫)面積 (ha)	収穫量(原料処理量) (トン)	操業率 (%)	製造コスト (円/製品トン)	再編合理化後の集荷計画
〇〇株式会社	〇〇工場						
□□株式会社	□□工場						
計 (〇工場)							

再編合理化により発揮された効果等

--

2. 再編合理化における取組実績

再編合理化計画期間中における具体的な取組実績

事業者名	工場名	事業内容	実施年度	事業費	備考
〇〇株式会社	〇〇工場		平成〇〇年度		
△△株式会社	△△工場				

3. その他(取組状況報告に必要な項目)

--

※参考資料として、各工場の位置がわかる当該地域の地図、及び各工場の損益がわかる資料を添付すること。

再編合理化計画の取組状況報告書

基本情報

事業実施主体名	〇〇〇〇	都道府県名・市町村名	●●県▽▽市	地区名	△△地区
---------	------	------------	--------	-----	------

1 再編合理化後の状況

(1)本計画の対象となる地域の再編合理化後の状況(平成〇〇年度)

--	--	--	--	--	--

施設名	生乳処理能力 (トン/日)	生乳処理量 (トン/日)	稼働率(%)	主な製造品目	廃棄工場へ出荷されていた生乳の集荷計画
〇〇工場 (〇〇生産組合)					
□□□工場 (□□組合)					
計 (〇工場)					

再編合理化により発揮された効果等

--	--	--	--	--	--

2 再編合理化における取組実績

再編合理化計画期間中における具体的な取組実績

施設名	事業内容	実施年度	事業費	備考
〇〇工場 (〇〇生産組合)		平成〇〇年度		

△△△△ (△△株式会社)					

3 その他(取組状況報告に必要な項目)

※ 参考資料として各工場の位置がわかる当該地域の地図を添付すること。

別紙様式第7号（1－2の第3関係）

平成〇〇年度強い農業づくり交付金

（乳業再編等整備（効率的乳業施設整備、集送乳合理化等推進整備））実施計画書

（注1） 計画書の記載は、各事業ごとに次に掲げる様式とする。

別紙様式 7－（1） 効率的乳業施設整備

7－（2） 大型貯乳施設整備

7－（3） 需給調整拠点施設整備

（注2）（注1）の各様式ごとに定める添付書類の他、次の書類を添付すること。

（1）効率的乳業施設整備を実施する場合には、再編実行計画を策定している場合にあつては、その内容を示す書類又はその写し及び再編実行計画の策定の経緯を示す議事録等の書類（策定した再編実行計画の作成者が明らかにその写しを添付すること）

（2）集送乳合理化等推進整備を実施する場合には、全国の区域とする農業協同組合連合会等と協議が整ったことを証する書類又はその写し

（3）大型貯乳施設整備を実施する場合には、指定団体が作成した推進計画の写し及び同計画に即していることが明らかとなる書類

（4）地域又は都道府県内の生乳流通と乳業工場施設等の能力、配置等について、現状と事業実施後の対比図

（5）補助対象施設等の用地内における建物・設備等の配置図

(6) 定款（事業に参加する全ての乳業者等のもの）

(7) 直近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書（事業に参加する全ての乳業者のもの）

(8) 補助残資金の調達を、当該事業で取得することとなる財産を担保に供することにより行う場合には、次の事項を記載した関係書面

ア 借入金額とその積算基礎

イ 担保に供する理由

ウ 担保に供する財産の概要

エ 担保に供する期間

オ 借入金償還計画

別紙様式第 7 ー (1)

乳業再編地区整備事業 (効率的乳業施設整備)

1 事業の目的

2 事業実施主体等の概要

(1) 事業実施主体

ア 名称 イ 所在地 ウ 代表者名 エ 設立年月日 オ 資本金等及び株主等別の内訳
カ 主な業務 キ 常時雇用する従業員数

(2) 工場の廃棄等の実施者

乳業者名	所在地	主な取扱 品目等	既存施設等 の概要	学校給食用牛乳 の供給の有無	廃止の概要	備 考

(注) 備考には、事業実施年度等を記入すること。

3. 乳業工場の施設等の整備に係る効率化・合理化等の内容

(1) 効率化・合理化の内容

ア 整備前の生乳処理状況 (平成 年度)

工場名	処理量 (t/年)	処理能力 (t/日)	稼働率 (%)	人員 (人)	1人当たり の処理量 (t/人)	製造経費 (千円)	製造単価 (千円/t)
合 計							

(注1) 廃止する工場と集約先の工場の状況を記入すること。

(注2) 整備開始予定年度の前年度の状況を記入すること。

(注3) 製造経費、製造単価には原料乳の代金及び施設・設備等の減価償却費は含まないこと。

(注4) 稼働率＝(年間生乳処理量÷年間稼働日数(310日間))÷1人当たりの生乳処理能力とすること。

(注5) 1日当たりの生乳処理能力は、実施要領第2の5の(イ)のオに基づき算出すること。

(注6) 人員は、製造に携わる従業員数を記入すること。

イ 整備後の生乳処理計画 (平成 年度)

工場名	処理量 (t/年)	処理能力 (t/日)	稼働率 (%)	人員 (人)	1人当たり の処理量 (t/人)	製造経費 (千円)	製造単価 (千円/t)
合 計							

(注) 整備後の処理計画には、施設の設置後、年間を通して本格稼働した年度を初年度とし、5年度の計画を記入すること。

(その他効率化・合理化の内容について、施設等の整備前と整備後を表①と②の内容を含めて比較しながら、必要に応じ数的根拠等を用いて具体的に記述すること。)

(2) 環境・衛生問題等への配慮の内容

(環境・衛生問題等への配慮の内容について、施設の整備前と整備後と比較しながら、必要に応じ数的根拠等を用いて具体的に記述すること。また、保健所等からの指導等があればその内容を具体的に記述すること。)

ア 生産環境改善について

①整備前の生産環境

工場名	人員①	1日当たりの労働時間② (時間)	1人当たりの年間労働日数③ (日)	総労働時間①×②×③ (時間)

注：整備前の生産環境は、増設の場合に記入すること。

②整備後の生産環境

工場名	人員①	1日当たりの労働時間② (時間)	1人当たりの年間労働日数③ (日)	総労働時間①×②×③ (時間)

(その他効率化・合理化の内容について、施設の整備前と整備後と比較しながら、必要に応じ数的根拠等を用いて具体的に記述すること。)

イ 地域生活環境改善（水質保全）について

①整備後の工場排水の処理計画

工場名	年間排水量① (m^3)	1 年間に浄化処理に要する経費② (円)	浄化単価③ (円/ m^3)

注：浄化処理施設を設置する場合に記入すること。

②処理方法

--

ウ HACCPの取得について

①既取得状況

ライン名等	取得年月日

②取得予定

ライン名等	取得年月日

4 事業の内容

(1) 全体事業計画

(単位：台、人、円)

	設置又は廃棄される施設等の内容			従業員の離職者数	設置場所、廃止場所
	区分	面積・台数	構造、規格、型式、能力		
施設等整備費					
小計	—	—	—	—	—
施設廃棄費 (a)					
小計	—	—	—	—	—
残余財産補てん費 (b)					
小計	—	—	—	—	—
小計 (a + b)	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—
消費税等相当額	—	—	—	—	—
総合計	—	—	—	—	—

	総事業費 (①+②)		補助対象 外経費①	補助対象 経費②	負担区分			しゅん功 予定又は 完了年月 日	耐用年数	備考
	単価	事業費			国庫補助	自己負担	その他 ()			
施設等整備費										
小計										
施設廃棄費 (a)										
小計										
残余財産補てん費 (b)										
小計	—							—	—	
小計 (a + b)	—							—	—	
合計	—							—	—	
消費税等相当額	—							—	—	
総合計	—							—	—	

(注1) 区分の欄には施設等の種類が明らかとなるように記入すること。また、番号を記入すること。以下同じ。

(注2) 建築工事に係る事業費の単価は、1㎡当たりの単価を記入すること。以下同じ。

(注3) 総事業費＝補助対象外経費①＋補助対象経費②とすること。以下同じ。

(注4) 補助対象経費②＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。以下同じ。

(単位：円)

(2) 乳業工場の施設等整備の全体事業計画

区分	設置する施設等の内容		設置場所	総事業費 (①+②)		補助対象 外経費①	補助対象 経費②	負担区分			しゅん功 予定又は 完了年月 日	耐用年数	備考
	面積・台数	構造、規格 型式、能力		単価	事業費			国庫補助	自己負担	その他 ()			
小 計													
小 計													
合 計													
消費税等相当額													
総 合 計													

(注1) 区分の欄には施設の種類の種類が明らかとなるように記入すること。また、番号を記入すること。以下同じ。

(注2) 建築工事に係る事業費の単価は、1㎡当たりの単価を記入すること。以下同じ。

(注3) 総事業費＝補助対象外経費①＋補助対象経費②とすること。以下同じ。

(注4) 補助対象経費②＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。以下同じ。

(3) 乳業工場の施設等整備の年度別事業計画

(単位：円)

区分	設置する施設等			設置場所	総事業費 (①+②)		補助対象 外経費①	補助対象 経費②	負担区分			しゅん功 予定又は 完了年月 日	耐用年数	備考
	面積・台数	構造、規格 型式、能力			単価	事業費			国庫補助	自己負担	その他 ()			
小 計	-	-		-	-							-	-	-
小 計	-	-		-	-							-	-	-
合 計	-	-		-	-							-	-	-
消費税等相当額	-	-		-	-							-	-	-
総 合 計	-	-		-	-							-	-	-

(4) 乳業工場の施設等廃棄計画

(単位：円)

(単位：円)

乳業者名	主な廃棄施設等	総事業費	補助対象経費	負担区分			備考
				国庫補助	自己負担	その他	
消費税等相当額	-						
小 計	-						
消費税等相当額	-						
小 計	-						
合 計	-						

7 設置施設等の年間生乳処理量

乳業者名	施設等の設置前（現行）					施設等の設置後 （平成 年度）	備考
	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	3 年間平均		
計							

（注1）施設等の設置前の欄には、原則として、事業計画全体の承認の前年度を含む過去3年間の実績を記入すること。

（注2）施設の設置後の欄には、施設の設置後、本格稼働した年度を初年度とし、5年度の計画を記入すること。

8 補助対象施設等の運営計画（注：工場全体として記入するとともに、現状との比較ができるような資料を添付すること。）

（1）飲用乳（牛乳、加工乳及び乳飲料）処理施設、乳製品製造施設及び貯蔵・保管施設等関係

ア 飲用乳処理施設、乳製品製造施設等

主要機械名	年度区分	1 時間当たりの 製造能力		年間製造計画		年間平均 1 時間 当たり製造計画		主要機械の 稼働率（%）		備 考
		本	kl	本	kl	本	kl	本	kl	
(例) ○○mm 充填機	(注3) 整備前（平成 年度）									(注：必要に応じ、新設（増設）、移 設の別をこの欄に記入のこと。)
	初年度（平成 年度）									
	2 年度（平成 年度）									
	3 年度（平成 年度）									
	4 年度（平成 年度）									
	5 年度（平成 年度）									
○○○○機	"									
	"									
	"									
	"									
	"									
平 均 (注4)	"									
	"									
	"									
	"									
	"									

（注1）年間平均1時間当たり製造計画＝年間製造計画／（310日×実施要領第2の5の（1）のオ）に基づく稼働時間）

（注2）主要機械の稼働率＝年間平均1時間当たり製造計画／1時間当たり製造能力

（注3）増設の場合は、「整備前（平成 年度）」の欄に整備開始予定年度の前年度の状況を記入すること。

（注4）「平均」欄には、稼働率の平均値を記入すること。

イ 貯蔵・保管施設等

[illegible]

(2) 集出荷・配送施設等関係

[illegible]

9 製品の製造、販売及び施設等利用計画

(1) 飲用乳処理施設、乳製品製造施設及び貯蔵・保管施設等関係

(注：工場全体として記入するとともに、現状との比較ができるような資料を添付すること。)

ア 製造計画 (単位：)

乳業者名	施設等名	製品名	初年度（平成 年度）				2年度	3年度	4年度	5年度（平成 年度）		割合 （%）
			製造数量		割合 （%）					製造数量	割合 （%）	
			自社製造分	受託製造分	自社製造分	受託製造分						
		牛乳 乳製品等			—	〃	〃	〃			—	
					—	〃	〃			—		
			計	①	①／③	〃	〃	①	①／③			
		その他 飲料等			—	〃	〃			—		
					—	〃	〃			—		
			計	②	②／③	〃	〃	②	②／③			
		合 計	③		100	〃	〃	〃	③	100		
(参考) 生乳処理量					〃	〃	〃					

(注1) 当該事業により設置した施設等及び既設施設等に係る計画数量を記入すること。

(注2) 施設を設置後、年間を通じて本格稼働した年度を初年度として、初年度から5年度までを年度別に記入すること。

(注3) 工場で製造する全ての製品を記入すること。以下同じ。

イ 販売計画

(単位：kl)

乳業者名	施設等名	製品名	初年度 (平成 年度)		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度 (平成 年度)	
			販売数量					販売数量	受託製造分
			自社製造分	受託製造分					
		牛乳 乳製品等			〃	〃	〃		
					〃	〃	〃		
					〃	〃	〃		
		その他 飲料等			〃	〃	〃		
					〃	〃	〃		
					〃	〃	〃		
		計			〃	〃	〃		
合 計				〃	〃	〃			

ウ 貯蔵・保管計画

(単位：k l)

乳業者名	施設等名	製品名	初年度（平成 年度）		2年度	3年度	4年度	5年度（平成 年度）	
			販売数量					販売数量	
			自社製造分	受託製造分					
		牛乳 乳製品等			〃	〃			
					〃	〃			
					〃	〃			
		計			〃	〃			
					〃	〃			
					〃	〃			
	計			〃	〃				
				〃	〃				
				〃	〃				
合 計				〃	〃	〃			

(2) 集出荷・配送施設等関係

(単位：k l)

(単位：千円)

乳業者名	施設等名	製品名	初年度 (平成 年度)		2年度	3年度	4年度	5年度 (平成 年度)	
			販売数量					販売数量	
			自社製造分	受託製造分					
		牛乳 乳製品等			〃	〃	〃		
					〃	〃	〃		
			計			〃	〃		
		その他 飲料等			〃	〃	〃		
					〃	〃	〃		
			計			〃	〃		
合 計				〃	〃	〃			

(注1) 当該事業により設置した施設等及び既設施設等に係る計画数量を記入すること。

(注2) 施設の設置後、年間を通じて本格稼働した年度を初年度として、初年度から5年度までを年度別に記入すること。

10 設置施設等を効果的に運営するのに必要な生乳等の確保及び予定数量

(単位：)

乳業者名	品 名	購入先	初年度 (平成 年度)	2年度	3年度	4年度	5年度 (平成 年度)
				"	"	"	
				"	"	"	
				"	"	"	

(注) 施設の設置後、年間を通じて本格稼働した年度を初年度として記入すること。

11 施設等の設置に伴う損益計画

	前々々年度 (平成 年度)					前々 年度	前年度	初年度 (平成年度)		2年度	3年度	3年度	4年度	5年度 (平成年度)	
	〇〇 乳業	□□ 乳業	△△ 乳業	合計	前年比 (%)			●● 乳業	前年比 (%)					●● 乳業	前年比 (%)
製品売上高															
商品売上高															
その他															
売上合計															
製品原材料料費															
商品仕入高															
労務費															
経費															
減価償却費															
売上原価															
売上原価率%															
売上総利益															
人件費															
運賃															
その他経費															
販売費・一般管理費計															
営業利益															
営業外収益															
営業外費用															
経常利益															
特別利益															
特別損失															
税引前当期利益															
法人税等															
税引後当期利益															

(注) 施設の設置後、年間を通じて本格稼働した年度を初年度として記入すること。

12 施設等の運営に係る資金調達運用計画

	前々年度 (平成 年度)	前年度	初年度	2年度	3年度	3年度	4年度	5年度 (平成 年度)
前期繰越金								
当期純利益								
減価償却費								
固定資産処分								
長期資金借入								
(既往資金)								
(新工場資金)								
短期資金借入								
(既往資金)								
(新規資金)								
土地売却費								
機構補助金								
その他補助金								
その他収入								
調達計(A)								
長期借入金返済								
(既往資金)								
(新工場資金)								
短期借入金返済								
(既往資金)								
(新規資金)								
固定資産取得								
(新工場建設)								
(その他)								
運用計(B)								
差引(A)-(B)								
次期繰越金								
〔借入金残高内訳〕								
新工場建設資金								
その他借入金								

(注1) 必要に及び、施設の設置前(現状)の分かる資料を添付すること。

(注2) 施設の設置後、本格稼働した年度を初年度として記入すること。

13 廃棄しようとする乳業工場の概況

(1) 工場廃止による地域乳業者への効率化について (部分的廃棄を行う工場がある場合)

乳業者名	再編時の業務移管内容項目	具体的な内容
	当該乳業工場で生産している量の過半以上に相当する製品量を他の乳業者に委託化	
	当該乳業工場で受けている配乳の過半以上を他の乳業者へ移管	
	当該乳業工場で生産している量の過半以上に相当する営業権を他の乳業者に譲渡	
	当該乳業工場で生産している量の過半以上に相当する製品量を他の乳業者に委託化	
	当該乳業工場で受けている配乳の過半以上を他の乳業者へ移管	
	当該乳業工場で生産している量の過半以上に相当する営業権を他の乳業者に譲渡	

(注) 過半以上の委託等により当該製造品目の製造施設等の全部を廃棄する場合のみ記入 (補助対象分のみ記入)。

(2) 学校給食用牛乳向け生乳処理量 (学校用牛乳の供給を行っている場合)

(単位: トン)

乳業者名	平成 年度		平成 年度		平成 年度		3 年度平均	
	生乳処理量		生乳処理量		生乳処理量		生乳処理量	
	学校給食用牛乳向け	(%)	学校給食用牛乳向け	(%)	学校給食用牛乳向け	(%)	学校給食用牛乳向け	(%)
		(%)		(%)		(%)		(%)
		(%)		(%)		(%)		(%)

(注) (%) には、生乳処理量に占める学校給食用牛乳向けの割合を記入すること。

(3) 乳業工場の廃棄計画
ア 乳業工場の現況等

廃棄する工場の 名称										
廃棄する工場の 所在地										
廃棄する工場の 立地面積										
廃棄する工場の 建物構造										
廃棄後の施設等 の取扱	現状の仕様等									
	工場跡地									廃棄後の取り扱い
	建物									
	設備	面積、台数	構造、規格	型式	能力	導入年				
備 考										

(注1) 「廃止後に係る措置」の欄には、廃棄、移転、売却等の別を記載すること。

(注2) 建物の構造欄には、建物ごとに記入すること。

(注3) 設備の明細の欄には、再編実行計画策定時点に所有する設備を全て記入（又は、別紙明細（財産管理台帳の写し等）を利用して作成することも可）を添付）すること。

イ 事業費等

(単位：円)

工事の内容	総事業費 ①	補助対象 外経費②	処分収入 ③	補助対象経費			実施時期	備考
				④＝①－②－③ 国庫補助	自己負担	その他		
消費税等相当額								
計								

(注) 補助対象経費 (消費税等相当額抜き) × 補助率 ≥ 0 の場合、当該金額を機構補助の計の欄に記入すること。(円未満切捨て)

(4) 設備の残余財産相当額の補てん

(単位：円)

設備の内容	設備の取得金 (消費税等相 当額抜き)	取得年月	耐用年数	耐用年数対応 の減価償却後 の残余財産価 額 (処分損) ①	法定残存価額 ②	処分の内容 (廃棄、移転 売却)	処分収入 (消費税等相 当額抜き) ③	補助対象経費 ④＝①－②－ ③	国庫補助 ⑤＝④×補助 率	備考
計		—	—			—				

(注1) 「耐用年数」とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (以下「減価償却省令」という。) に規定する耐用年数に基づき実施要領別紙●に定める耐用年数をいう。

(注2) 「耐用年数対応の減価償却後の残余財産価額」とは、注1の耐用年数に応じて定率法又は旧定率法により減価償却を行った場合の残余財産価額をいう。ただし、当該営業年度の期首に取得したものとし、最終年度は期首から休止月までの月数に応じて計算する。

(注3) 「法定残存価額」とは、減価償却省令第6条に規定する残存価額をいう。ただし、平成19年4月1日以降に取得した財産については、備忘価額と読み替えるものとする。

(注4) 設備の取得価額が明らかになる資料及び耐用年数対応の減価償却後の残余財産価額①の積算根拠を添付すること。

(注5) 取得月日は、実際に取得した年月日を記入する。

14 事業実施予定期間

補助金交付決定後～平成 年 月 日

15 添付書類

(1) 乳業工場の新増設に係る添付書類

ア 施設の設計図（平面図及び立面図）

イ 施設等の設置に伴う今後の販売先と販売製品の種類・販売量等が明らかになる資料

ウ 実施要領第2の5の(1)のウの(ア)の要件に該当することを証する書類（生乳処理能力がおおむね日量2トン以上の規模であり、かつ直近の年間生乳処理量が360トン以上であることを証する書類、学校給食用牛乳の供給量を証する書類又はその写し）

エ 効率的乳業施設に関する管理運営規程

(2) 乳業工場の廃棄に係る添付書類

ア 乳業工場の廃棄

①工場の図面又はその写し

②再編実行計画策定時におけるすべての施設・設備のリスト又は財産管理台帳の等の写し

イ 残余財産相当額の補てん

①設備の取得価額、取得年月日等が明らかになる資料

②耐用年数対応の原価償却後の残余財産価額の積算根拠

③対象設備に係る財産管理台帳又はその写し

集送乳合理化等推進整備 (大型貯乳施設整備)

1 事業の目的

2 事業の概要

(1) 事業実施主体

ア 名称 イ 所在地 ウ 代表者名 エ 設立年月日 オ 資本構成等 カ 主な業務
 キ 常時雇用する従業員数

(2) 事業の実施区分

(注) 実施する事業区分 (貯乳施設等の廃棄、施設等の残余財産相当額の補てん、大型貯乳施設等の整備) を記入すること。

(3) 整備する施設等 (クレーンステーション(CS)) の名称及び設置場所

(4) 廃止する施設等の概要

所有者名 (CS名)	所在地	施設等の概要	備考

(注) 備考欄には、事業実施年度等を記入すること。

(5) 地域における生乳の生産状況と当該CSとの位置づけ

(注) 廃止する工場 (CS) 及び整備する工場 (CS) ごとに記入すること。

(6) CS廃止前後の原乳受入状況

ア CS廃止前の原乳の受入先及び数量

年度	CS名	受入先	数量 (t/年)	備考

(注1) 廃止するCS及び集約先が既存CSであればその状況を記入すること。

(注2) 整備する年度の前3年度について記入すること。

イ CS廃止後の原乳の受入先及び数量

年度	CS名	受入先	数量 (t/年)	備考

(注1) 整備するCSの状況を記入すること。

(注2) 施設の後年度年間を通じて本格稼働した年度を初年度とし5年度までの計画を記入すること。

(7) CS廃止前後の原乳の処理状況

ア CS廃止前の原乳の処理状況

年度	CS名	生乳処理量 (t/年)	生乳出荷経費(円/t)		維持管理費 (千円/t)
			集乳	送乳	
				計	

(注1) 廃止するCS及び集約先が既存CSであればその状況を記入すること。

(注2) 整備する年度の前3年度について記入すること。

イ CS廃止後の原乳の処理状況

年度	CS名	生乳処理量 (t/年)	生乳出荷経費(円/t)		維持管理費 (千円/t)
			集乳	送乳	
				計	

(注1) 整備するCSの状況を記入すること。

(注2) 施設の後年度年間を通じて本格稼働した年度を初年度とし5年度までの計画を記入すること。

(8) 集送乳の合理化に寄与する内容

--

3 事業の内容

(1) 貯乳施設等の廃棄

(単位：円)

所有者名	主な廃棄施設又は設備	総事業費	補助対象経費	負担区分			備考
				国庫補助	自己負担	その他	
消費税等相当額							
計							
消費税等相当額							
計							
合計	—						

(注) 「総事業費」とは、補助対象にならない費用を含む事業費をいう。「補助対象経費」とは、補助対象となる費用のみをいう(以下同じ。)

(2) 施設又は設備の残余財産相当額の補てん

(単位：円)

所有者名	主な廃棄施設又は設備	総事業費(処分損)	補助対象経費	負担区分			備考
				国庫補助	自己負担	その他	
合計							

(3) 大型貯乳施設等の整備

ア 整備する施設等の設置者名

イ 全体計画

(単位：円)

設置する施設等の内容			設置場所	総事業費 (①+②)		補助対象 外経費 ①	補助対象 経費 ②	負担区分			工事予定 期間	備考
区分	面積・ 台数	構造・ 規格 型式・ 能力		単価	事業費			国庫補助	自己負担	その他 ()		
小計												
小計												
合計												
消費税等 相当額												
総合計	—	—	—	—	—						—	

(注1) 区分の欄には施設等の種類が明らかとなるように記入すること。また、番号を記入すること。以下同じ。

(注2) 建築工事に係る事業費の単価は、1㎡当たりの単価を記入すること。以下同じ。

(注3) 総事業費＝補助対象外経費①＋補助対象経費②とすること。

(注4) 補助対象経費②＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。